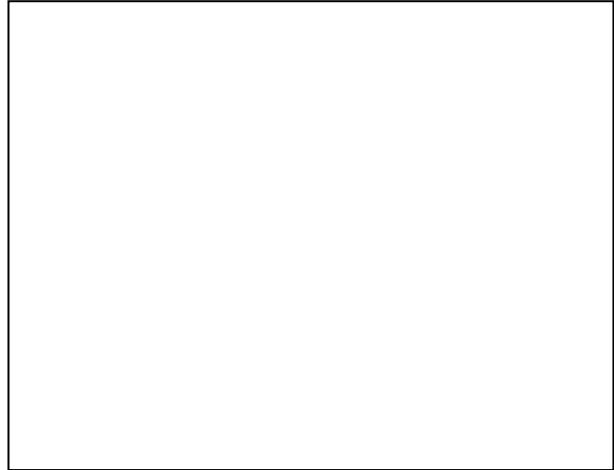


ソーラータウン府中美好町景観協定

決定年月日	平成24年7月17日
認可年月日	平成24年9月19日
名称	ソーラータウン府中美好町景観協定
位置	府中市美好町2丁目52番3ほか
面積	2,119.49平方メートル
戸数	16区画
有効期間	協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった時から10年間



- ☆ 景観協定とは、景観法に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。
- ☆ ここでは、府中市内における景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧してください。
- ☆ お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。
電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKEIO1@city.fuchu.tokyo.jp

<p>自然エネルギーの利用に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺緑地からの風の流入による温度の低減効果を高めるため、風の通り道として、共用地や専用地における緑化等の適切な維持管理を行う。 ● 太陽熱や太陽光などの自然エネルギーを活用した住宅とする。 ● 夏場の日射対策として、緑のカーテンや簾などを積極的に利用する。
<p>防災施設及び防犯に関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共用地内において、断水時に生活用水として利用可能な雨水貯水タンクを設置する。 ● 共用地内において、災害時に炊き出しや暖をとるためのかまどベンチ等を設置する。 ● 共用地内において、ペットの糞の放置等の迷惑行為を行う者に対し、第14条に規定する委員会は、退去させることができる。

※非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、上記の規定は適用しない。